農業分野における外国人材の受け入れ状況の変化と地域的特徴
――農業分野の雇用労働力確保とその課題――

宮　地　忠　幸

要旨

本研究は，近年の日本農業における雇用労働力の導入状況を明らかにするとともに，常雇用労働力に占める外国人材の増加の実態をとらえ，外国人材の受け入れ状況についてその地域的特徴を明らかにした．

日本農業は，1990 年代以降，国際競争力のある経営体の育成が求められる一方で，農家数の減少や担い手の高齢化が進み，一経営体あたりの経営規模の拡大が顕著となっている．そうした中で，雇用労働力の重要性が増してきている．常雇労働力を導入する経営体数と実人数は，2015 年までともに増加を続けてきたが，2020 年に両指標とも減少へ転じた．そうした雇用労働力をめぐる新たな動向の中でも増加傾向にあるのが，外国人材の受け入れ人数であった．技能実習制度は，その発足から数度にわたる制度変更を伴いながら継続してきたものの，制度の理念と運用の実態との間に乖離があり，その問題が指摘されてきた．2019 年に受け入れが始まった特定技能実習制度は，ここまでの制度上の課題点を踏まえて，在留期間の長期化，活動内容の専門的・技術的分野への従事，業務区分内での転籍・転職を認めた．こうしたこともあって，同制度を通した受け入れ人数は，ここ数年で大きく増加することになった．特定技能実習生の受け入れは，日本の中でも比較的特定の地域に集中する傾向にあり，旧来の技能実習生の受け入れが多かった茨城県や熊本県，北海道，千葉県，長野県など，露地野菜や施設野菜，果樹類，畜産などをとおして高い生産性を維持している農業地域に多い．これらの地域では，相対的に若手の基幹的農業従事者が存在し，大規模な経営を構築する中で，外国人材の受け入れが進められていた．

技能実習制度の見直しが進む中で，上記の農産物産地で求められるのは，外国人材の受け入れ方の再検討である．外国人材への人権への配慮はもとより，外国人材の安定的な生活を実現していく支援体制の構築をすることで，農産物産地の人材確保にもつながっていくことを期待したい．

1. はじめに

1990 年代前半は，日本農業が新たな局面へと変化した時期であった．この時期は，農産物市場の開放がほぼすべての品目に及ぶ中で，「選別農政」と「条件不利地域政策」が同時展開し始めた時期に当たる．「選別農政」は，農業経営基盤強化促進法（1993 年制定）とそ

の下で認定農業者制度が創設され，国際競争力のある効率的な農業経営体の育成を促すものであった．この政策の方向は，経営規模の（外延的）拡大による主として労働生産性の向上を促すもので，水稲作経営をはじめとした耕種部門のみならず畜産部門においても顕著にみられる．農産物産地の中には，国内市場のみならず国外市場へ向けた輸出を積極的に進める地域もある．その一方で，「条件不利地域政策」は中山間地域をはじめとする規模の経済性を発揮することが難しい地域農業の再構築を目指すものである．1992 年に公表された「食料・農業・農村政策の新たな方向（新農政）」では有機農業や農林産物を素材とした加工業など，高付加価値型の第一次産業の構築が目指すことが示された．また，特定農山村法（略称：1993 年制定）の下でも，各種の中山間地域対策が打ち出された．その後，2000 年代に入ると農業や農村がもつ多面的機能を発揮するための中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金，環境保全型農業直接支払対策など，小規模かつ環境保全型の農業に対する支援が講じられている．近年における小農の再評価は，こうした動きを象徴する動きである．

しかし，日本農業の担い手の減少と高齢化は続いている．とりわけ基幹的農業従事者の平均年齢は 2020 年に 67.8 歳（『農林業センサス』による）となり，これまで一貫してその年齢があがってきている．家族労働力のみによる農業経営の存続が難しくなっている中，雇用労働力の重要性が指摘されている．この中には，日本人による雇用労働力はもとより，外国人材も含まれる．農業分野における外国人材は，改正入管法が制定された 1990 年以降に，研修生として少しずつ受け入れが始まったとされるが，1993 年に創設された技能実習制度の下で，2000 年以降に受け入れが本格的に始まった．このときに論点されたことの一つが，年間を通した作業が確保できるか否かであり，そうした観点から，まず施設園芸と養鶏（採卵養鶏），養豚が 2000 年から，畑作・野菜と酪農が 2002 年から，果樹が 2003 年から，それぞれの農業部門において技能実習生の受け入れが認められた．しかし，その頃の外国人材の受け入れは農業分野のみならずさまざまな分野で，管理監督のあり方や外国人材への人権問題，低賃金労働問題が指摘されていた（駒井監修・津崎編，2018）．そうしたこともあって，2010 年には雇用契約の内容が見直され，2 か月の座学研修後は，最低賃金額以上を適用する雇用契約が結ばれることになった．2016 年には技能実習法が制定され，優良実習実施者や監理団体は，従来の 3 年の実習期間からさらに 2 年間の期間延長，受け入れ人数枠の拡大が認められた．翌 2017 年には国家戦略特別区域法の改定を受けて，技能実習制度で認められていない農業部門にも技能実習生の受け入れが認められた（堀口，2017）．さらに 2018 年には，国内人材を確保することが困難な状況にある産業分野において ,一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることを目的とする特定技能制度が創設され，2019 年 4 月から新制度による技能実習生の受け入れが始まっている（公益財団法人 国際人材協力機構による [1)]）．こうした一連の動きは，農業分野における経営規模の拡大を通した生産性の向上と労働力確保の難しさという 2 つの課題への対応としてみることができる．

以上を踏まえて，本稿では，次の 3 点について明らかにすることを目的とする．第 1 は，

日本農業における雇用労働力の導入状況の実態を明らかにする点である．第 2 は，2000 年代以降増加してきた農業分野における外国人材の受け入れ状況について，その地域的な特徴を明らかにする点である．第 3 は，外国人材の受け入れと産地運営の方向性について考察することである．

2. 日本農業における雇用労働力の導入状況

ここでは，日本における雇用とりわけ常雇労働力の導入状況を確認する．農林業センサスでは，雇用者として「常雇い」と「臨時雇い」が把握されているが，本稿では「常雇い」を分析対象とした．その理由は，「常雇い」が「あらかじめ，年間 7 か月以上の契約（口頭の契約でもよい.）主に農業（林業）経営のために雇った人（期間を定めずに雇った人を含む.）[2)]」で，外国人技能実習生を含めているからである．

前章で説明した 1990 年代以降の新たな政策が展開され始めた 1995 年以降の推移をみると（表 1），常雇労働力のある農家は 2015 年まで増加傾向で推移してきた．とくに 2005 年から 2010 年にかけては常雇労働力のある経営体数が大きく増加していることがわかる．また実人数は 2000 年から 2005 年にかけてと 2010 年から 2015 年にかけて大きく増加していることがわかる．これらの動向は，2000 年代に入って農家あるいは経営体において常雇労働力の必要性が増していることを意味している．ところが，2015 年から 2020 年にかけては常雇労働力のある経営体数，実人数ともに前 5 年と比べると約 3 割減少しており，雇用労働力の導入が転機をむかえていることがわかる．1 経営体あたりの常雇人数は，概ね増加傾向にあり，現在は 4 人ほどとなっている．

次に，以上のような常雇労働力の導入状況の地域的特徴をみる．図 1 は，2010 年と 2020 年における都道府県別にみた常雇労働力のいる経営体割合を示している．2010 年における全国平均は 2.4％であった．比較的大きな値を示しているのが，北海道の 10.0％を筆頭に，

表 1. 日本における常雇労働力のいる農家・経営体の推移

年次	経営体数	実人数	1 経営体あたりの常雇人数
1995	18,220	42,669	2.3
2000	23,612	61,943	2.6
2005	28,355	129,086	4.6
2010	40,923	153,579	3.8
2015	54,252	220,152	4.1
2020	36,563	156,777	4.3

注）1. 1995 年・2000 年は販売農家の値．単位は戸．
　　2. 2005 年以降は，農業経営体の数値．
出所）農林水産省『農林業センサス』（各年次）より作成．

図 1．都道府県別にみた常雇労働力のいる経営体割合（2010・2020）

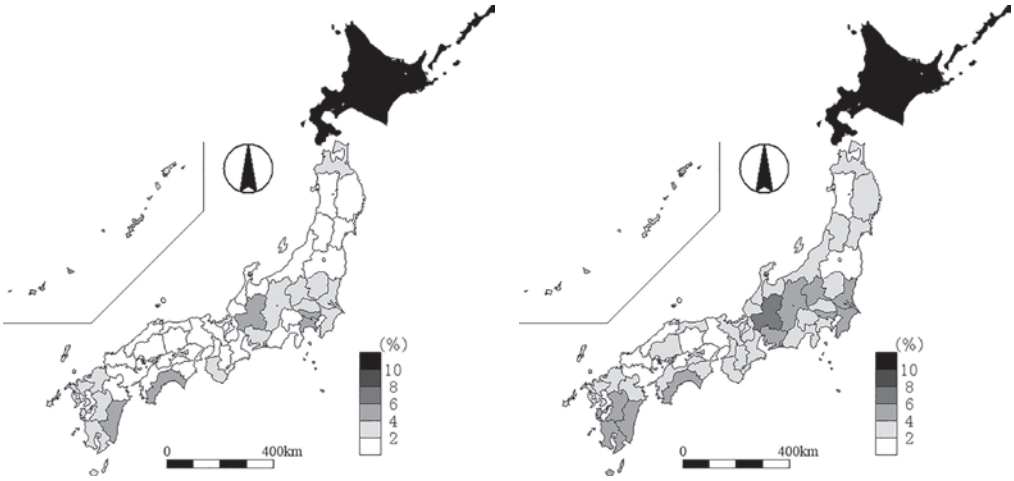

出所）農林水産省『農林業センサス』（各年次）より作成.

岐阜県の 5.2%，高知県の 4.7%，東京都の 4.6%，宮崎県の 4.5%，沖縄県の 4.2%などが続き，比較的九州・沖縄地方で高い値をみてとれる（図 1）．これが 2020 年になると，全国平均が 3.4%となり，値の上位道県をみると，北海道（11.2%），岐阜県（7.3%），宮崎県（5.8%），高知県（5.6%），熊本県（5.2%），群馬県（5.0%）と続いている．九州地方の値の高さとともに，群馬県や茨城県，千葉県などの関東地方や岐阜県，愛知県，長野県などの中部地方などでも値が高くなっている（図 1）．一方，2010 年から 2020 年にかけて，沖縄県（1.0 ポイント），神奈川県（0.7 ポイント），東京都（0.6 ポイント）の 3 都県が値を減少させている．また，東北地方や北陸地方，中国地方などは総じて常雇労働力のいる経営体割合は低いことも特徴といえる．

以上のような地域的特徴は，次の 2 つの点によって生まれていると考えられる．1 つは，それぞれの地域における主要農業部門である．常雇労働力のいる経営体割合が高い道県は，畜産，野菜を中心とした農業が展開している地域である一方で，その割合が低い県は，水稲作を中心とした農業が展開している地域であると考えられる．もう 1 つが，1 経営体あたりの経営規模である．とくに 2020 年の常雇労働力のいる経営体割合が高い道県は，北海道をはじめ北関東，中部，南九州の各県の多くが，日本もしくは都府県の平均経営耕地面積を上回っている．現時点で，農業の機械化一貫体系の確立がなされていないこと，経営規模の拡大が顕著な地域であること，が常雇労働力の導入につながっていると考えられる．

常雇労働力のいる経営体割合は，数%程度ではある．しかし，既述した数値の高い地域の特徴をみると，65 歳未満の農業専従者がいる主業農家割合の高い道県が多い点にも注目しておきたい．

3. 農業分野における外国人材の受け入れ状況の変化

農林水産省が公表する『令和 4 年度　食料・農業・農村白書』（2023）では，2012 年以降の外国人材の受け入れ状況が示されている（図 2）．これによると, 2012 年に約 16,300 人だった外国人材の受け入れ人数は，その後一貫して増加傾向で推移し，2020 年の約 38,100 人，2022 年の約 43,600 人にまで増加した．2020 年段階での値は，既述した同年の常雇労働力の約 25％弱にあたる値であり，外国人材が今日の日本農業における雇用労働力として看過できない存在になっていることを意味している．

各年において 9 割近くの外国人材は，技能実習としての受け入れであった．ところが，2020 年以降は専門的・技術的分野やその他の受け入れが増加し，技能実習生の受け入れ人数が相対的に減少している．この背景には，新型コロナウィルスの拡大を受けて，新規の技能実習の受け入れが停滞したこと，技能実習修了後に「特定技能」へ移行するケースが増えたこと，帰国困難な技能実習生への特別措置として「特定活動」への資格変更が可能になったことから,「特定技能」及び「特定活動」の在留者数が増加したことが関係しているという（堀口，2023）．

農業分野における技能実習生の受け入れ状況について，その地域的な特徴を把握することは必ずしも容易ではない．呉（2020）による分析では，JITCO（公益財団法人 国際人材協力機構）の『2016 年度版 JITCO 白書』を手掛かりに都道府県別の技能実習生の受け入れ状況を明らかにしている．農業分野の技能実習生が多い道県は，茨城県，熊本県，北海道，千葉

図 2. 日本における外国人材の受け入れ人数の変化

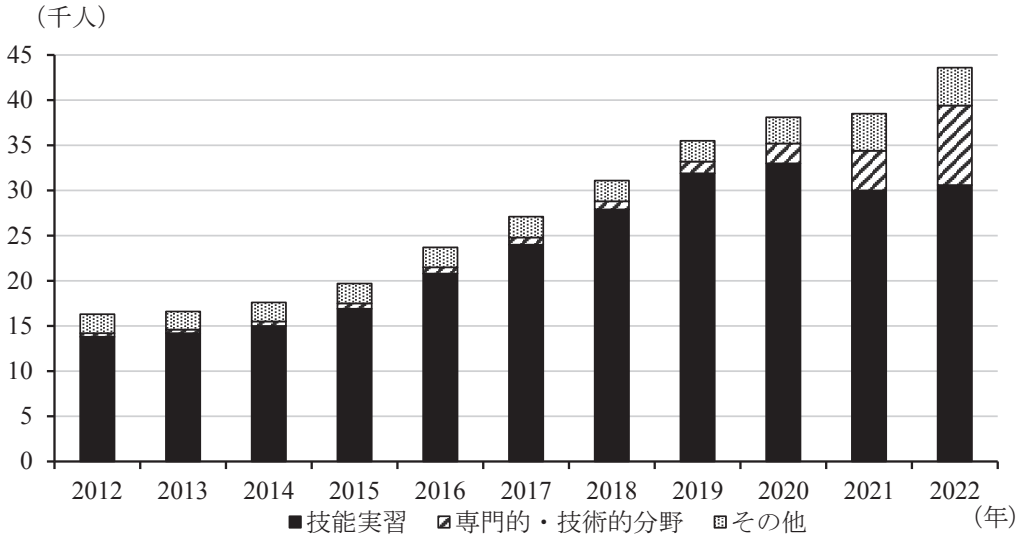

注）1. 各年，10 月末時点.
　　2. 専門的・技術的分野については，2019 年度から「特定技能 1 号在留外国人」の人数も含まれる.
出所）農林水産省 2023.『令和 4 年度 食料・農業・農村白書』p.153 を編集.
　　原データは，厚生労働省『外国人雇用状況」（各年次）から農林水産省作成.

県，愛知県の順に多く，農業分野の技能実習生割合が高い道県は，熊本県，茨城県，長野県，宮崎県，大分県の順に高いことが示されている．こうした実態が，これまでの技能実習生の受け入れによる農業経営や産地への影響を論じた研究[3]において，茨城県への注目を集めてきた背景にあると考えられる．

前出の呉は，農家と実習生双方の調査から，農業技能実習制度の趣旨と実態が乖離して点を指摘したが，こうした事態への対応として新たに登場したのが，2019 年より受け入れが始まった特定技能実習制度である．この制度は，「深刻化する人手不足に対応するため，生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において，一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れる制度」（農林水産省）であり，それまでの技能実習制度が「日本の産業・職業上の技能・技術・知識の移転を通じ，それぞれの国の経済発展を担う人材育成に寄与することを目的」（国際研修協力機構，2012）としていたことと比較すると，日本における産業の労働力確保という性格が強い．在留期間が当初から 5 年に設定され，求められる技能水準も「相当程度の知識又は経験」とされることから，活動内容も専門的・技術的分野に従事することになる．また，受け入れ機関の人数枠もなく，同一の業務区分内または技能水準の共通性が確認される業務区分間において転職も認められている（出入国在留管理庁）[4]．

この特定技能実習生の農業分野における受け入れ人数は，既述したコロナ禍における特殊事情が加わったとはいえ，2019 年 6 月の 2 人から 2020 年 6 月の 930 人，2021 年 6 月の 4,008 人，2022 年 6 月の 11,469 人，同年 12 月の 16,459 人へと，3 年半という短い期間で飛躍的に増加していることがわかる（図 3）．特定技能実習生の都道府県別にみた受け入れ人数（2022 年 12 月現在）をみると（図 4），茨城県の 2,412 人を筆頭に，北海道（1,649 人），熊本県（1,343 人），千葉県（1,074 人）が続く．1 都道府県当たりの平均受け入れ人数が 349 人であるのに対して，この数値を上回る都道府県は 15 道県であり，ここで全体の 76.8％の特定技能実習生を受け入れている．

さらに，特定技能実習生の市区町村単位で受け入れ実態をみると，受け入れ自治体数は 997 を数え，この値は 2022 年現在の市区町村の 52.4％にあたる．1 自治体あたりの平均受け入れ人数は 17 人である．平均と標準偏差から受け入れ人数の偏在を分析してみると，

平均＋標準偏差× 5 倍以上の自治体：　5 自治体
平均＋標準偏差× 4～5 倍の自治体：　4 自治体
平均＋標準偏差× 3～4 倍の自治体：　2 自治体
平均＋標準偏差× 2～3 倍の自治体：　13 自治体

となり，これら上位の自治体で受け入れている 4,945 人は全体の 30.0％であることから，上位自治体における受け入れ人数がとくに多いと解釈することができる．これらの自治体の一覧を示したものが表 2 である．茨城県が 8 自治体，長野県と熊本県がそれぞれ 3 自治体，愛知県が 2 自治体，栃木県，群馬県，千葉県，静岡県，福岡県，長崎県，鹿児島県，沖縄県がそ

図 3. 日本における特定技能実習生の受け入れ人数の推移

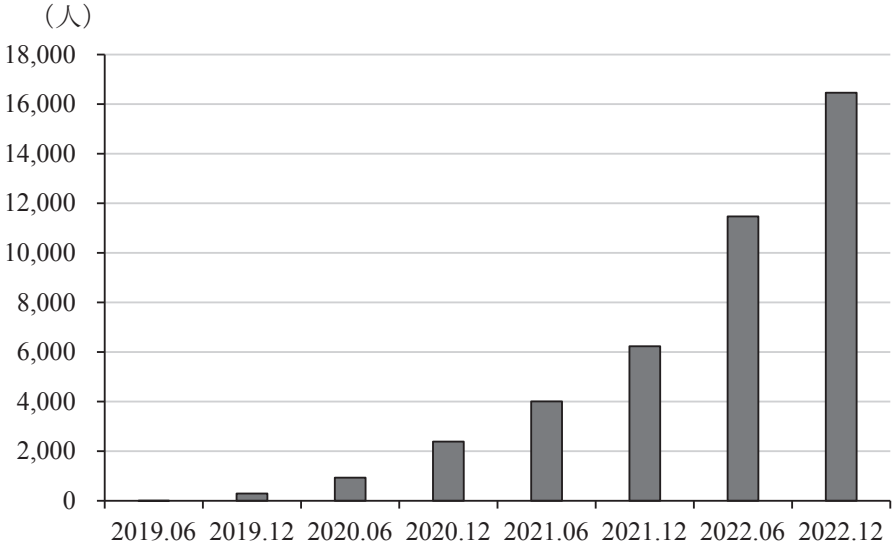

出所）出入国在留管理庁『特定技能在留外国人数』より作成.

図 4. 都道府県別にみた特定技能実習生の受け入れ人数（2022）

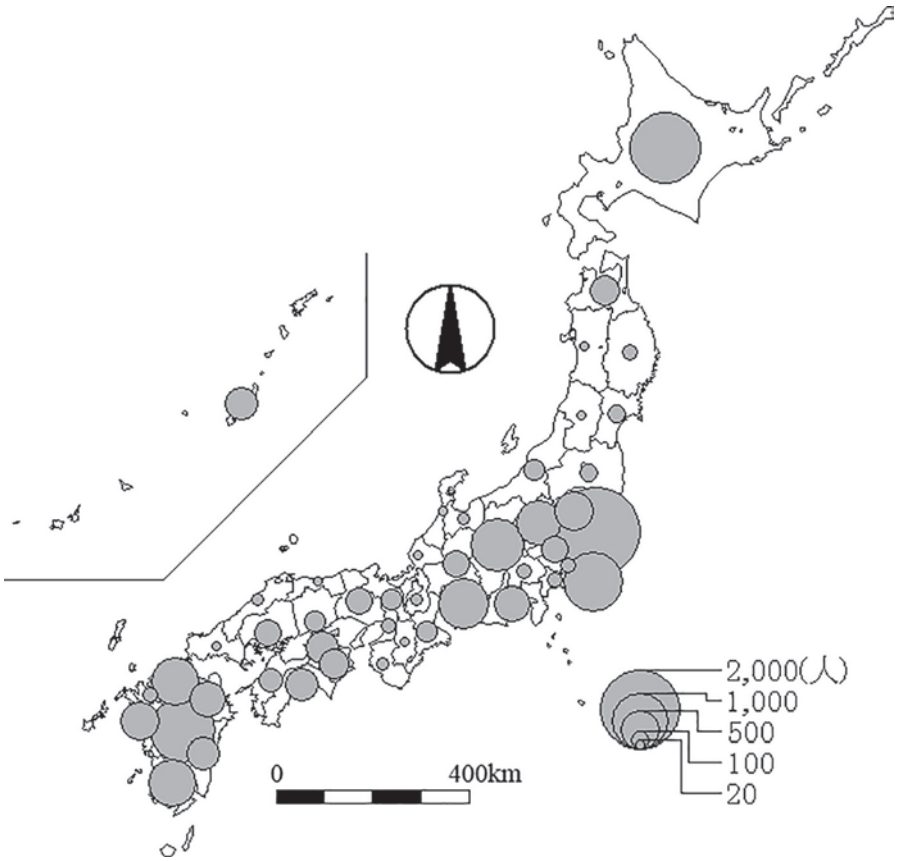

出所）出入国在留管理庁『特定技能在留外国人数』（2022 年 12 月）より作成.

れぞれ 1 自治体であった．表 3 は，これらの自治体の主な農業指標を示したものである．基幹的農業従事者は，全国平均が 67.8 歳であるのに対して，上位自治体が 63.9 歳であった．平均年齢が 50 歳代である自治体も 3 つある点に注目したい．1 経営体あたりの経営耕地面積は，都府県平均が 2.15ha であるのに対して上位自治体は 2.52ha，販売金額上位部門をみると，稲作が上位にくる自治体が多いものの，露地野菜や施設野菜，果樹類が上位に位置する自治体も多い．農業産出額（推計値）は，全国平均が 51.9 億円であるのに対して上位自治体は 299.3 億円であった．産出額の全国順位をみると，50 位以内の自治体が 15 自治体を数え，これを含めて表中にある自治体は日本の中でも生産性の高い農業を行っている地域であるといえるだろう．外国人材は，こうした高生産農業地域を支える労働力となっていると考えられる．

表 2．特定技能実習生受け入れ上位自治体と受け入れ人数（2022）

順位	自治体名	人数
1	茨城県鉾田市	831
2	熊本県八代市	554
3	福岡県久留米市	293
4	愛知県田原市	289
5	熊本県玉名市	253
6	長崎県雲仙市	207
7	千葉県旭市	201
8	茨城県小美玉市	193
9	長野県川上村	191
10	長野県中野市	186
11	愛知県豊橋市	168
12	茨城県行方市	144
13	栃木県真岡市	140
14	長野県南牧村	138
15	茨城県かすみがうら市	131
16	静岡県浜松市	129
17	群馬県昭和村	124
18	鹿児島県鹿屋市	117
19	熊本県熊本市	115
20	沖縄県糸満市	114
21	茨城県八千代町	112
22	茨城県坂東市	107
23	茨城県茨城町	104
23	茨城県古河市	104

出所）出入国在留管理庁『特定技能在留外国人数』（2022 年 12 月）より作成．

表 3. 特定技能実習生受け入れ上位自治体の主な農業指標（2020）

自治体名	基幹的農業従事者平均年齢（歳）	1 経営体あたり平均耕地面積（ha）	農産物販売金額第 1 位の部門（上位 3 部門）	農産物産出額（億円：推計）	産出額全国順位
茨城県鉾田市	60.8	2.94	施設野菜，いも類，稲作	640.0	4
熊本県八代市	60.9	2.21	稲作，施設野菜，露地野菜	341.3	18
福岡県久留米市	64.1	2.60	稲作，花き・花木，露地野菜	285.6	29
愛知県田原市	61.3	1.66	花き・花木，露地野菜，施設野菜	824.7	2
熊本県玉名市	63.0	2.46	稲作，施設野菜，果樹類	260.1	41
長崎県雲仙市	61.7	1.65	稲作，露地野菜，施設野菜	283.0	32
千葉県旭市	63.0	2.63	稲作，施設野菜，露地野菜	489.0	6
茨城県小美玉市	66.0	2.48	稲作，露地野菜，果樹類	251.9	44
長野県川上村	57.2	3.56	露地野菜，施設野菜，その他	178.7	95
長野県中野市	67.4	0.96	果樹類，その他，稲作	159.1	129
愛知県豊橋市	65.0	1.61	露地野菜，施設野菜，果樹類	387.1	13
茨城県行方市	65.7	2.26	稲作，露地野菜，いも類	265.1	37
栃木県真岡市	65.8	2.97	稲作，施設野菜，露地野菜	177.7	98
長野県南牧村	58.4	4.40	露地野菜，酪農，雑穀ほか	110.1	229
茨城県かすみがうら市	68.1	2.03	稲作，果樹類，露地野菜	150.2	142
静岡県浜松市	68.9	1.27	果樹類，露地野菜，花き・花木	471.3	7
群馬県昭和村	59.1	5.30	露地野菜，工芸，施設野菜	190.2	83
鹿児島県鹿屋市	66.8	3.22	肉用牛，いも類，稲作	439.7	11
熊本県熊本市	65.4	2.27	稲作，露地野菜，果樹類	451.4	9
沖縄県糸満市	64.7	0.92	工芸，露地野菜，施設野菜	52.0	523
茨城県八千代町	62.2	3.94	露地野菜，稲作，果樹類	230.5	56
茨城県坂東市	64.7	2.38	露地野菜，稲作，施設野菜	242.3	46
茨城県茨城町	66.8	2.43	稲作，果樹類，施設野菜	182.1	90
茨城県古河市	65.6	2.34	稲作，露地野菜，施設野菜	120.7	190

出所）農林水産省『農林業センサス』，『生産農業所得統計』より作成.

従来の技能実習制度では，受け入れ機関の人数枠が設定されていた．たとえば農協が管理団体の場合，法人組合員は特例人数枠の 3 人，非法人の農家は 2 人以内となっている（堀口，2017）．法人組合員の最大枠は，3 年間滞在できることから 9 人，非法人の農家の最大枠は，6 人ということになる．しかし，農家の経営規模や形態によっては，30 人近い実習生を雇う経営体が生まれてきてもいる（軍司，2017）．特定技能実習制度は，人数枠がないことから，今後さらに 1 経営体あたりの外国人材の受け入れは増加する可能性もある．

4. 外国人材と産地の方向性

現在，技能実習制度，特定技能実習制度の見直し作業が続いている．2023 年 5 月に公表

された技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議『中間報告書』では，6つの論点が明示され，それぞれに新たな制度の方向性が示された．なかでも「転籍の在り方」については，「人材育成に由来する転籍制限は残しつつも，制度目的に人材確保を位置付けることから，制度趣旨と外国人の保護の観点から，従来より緩和する[5)]」とされ，外国人材の人権に配慮しつつ，その能力を発揮できる社会の構築を目指すとともに，日本の労働力不足の緩和も目指す方向が目指されている．あわせて昨今の働き方改革や最低賃金額の引き上げは，農産物産地にも新たな影響が出るように思われる．それは，1つに農産物産地間での外国人材の確保をめぐる競合であり，もう1つが農業と他産業との間での外国人材の確保をめぐる競合である．前者は，より賃金水準の高い地域への人材の流動を生み，後者は，より賃金水準の高い業種への人材の流動を生むということである．

こうした点を鑑みて，農産物産地では外国人材を含めた地域づくりの方向性の検討が求められるのではなかろうか．先の『中間報告書』では，論点の一つに「管理監督や支援体制の在り方」が示されている．監理団体や登録支援団体が果たす役割は大きい一方で，外国人に対する人権侵害を生むことは防止・是正されなくてはならない．農業を担う関係者を含めて，外国人材がそれぞれの地域においてより安定的な生活を実現できるような受け入れ方を検討する一方で，国はそれぞれの外国人材が各地域における生活を長期的に可能にする制度的な枠組みの構築が求められている．

5. 結論

本稿では，近年の日本農業における雇用労働力の導入状況を明らかにするとともに，常雇用労働力に占める外国人材の増加の実態をとらえ，外国人材の受け入れ状況についてその地域的特徴を明らかにしてきた．

日本農業は，1990年代以降，国際競争力のある経営体の育成が求められる一方で，農家数の減少や担い手の高齢化が進み，一経営体あたりの経営規模の拡大が顕著となっている．そうした中で，雇用労働力の重要性が増してきている．常雇労働力を導入する経営体数と実人数は，2015年までともに増加を続けてきたが，2020年に両指標とも減少へ転じた．そうした雇用労働力をめぐる新たな動向の中でも増加傾向にあるのが外国人材の受け入れ人数であった．技能実習制度は，その発足から数度にわたる制度変更を伴いながら継続してきたものの，制度の理念と運用の実態との間に乖離があり，その問題が指摘されてきた．2019年に受け入れが始まった特定技能実習制度は，ここまでの制度上の課題点を踏まえて，在留期間の長期化，活動内容の専門的・技術的分野への従事，業務区分内での転籍・転職を認めた．こうしたこともあって，同制度を通した受け入れ人数は，ここ数年で大きく増加することになった．特定技能実習生の受け入れは，日本の中でも比較的特定の地域に集中する傾向にあり，旧来の技能実習生の受け入れが多かった茨城県や熊本県，北海道，千葉県，長野県など，露地野菜や施設野菜，果樹類，畜産などをとおして高い生産性を維持している農業地域に多

い．これらの地域では，相対的に若手の基幹的農業従事者が存在し，大規模な経営を構築する中で，外国人材の受け入れが進められていた．

技能実習制度の見直しが進む中で，上記の農産物産地で求められるのは，外国人材の受け入れ方の再検討ではないだろうか．地域づくりの一環として外国人材の受け入れを進め，人権への配慮はもとより，外国人材の生活を後押ししていく支援体制を構築していくことが，農産物産地の人材確保にもつながっていくと期待したい．

本研究は，まだ多くの課題を残している．軍司（2023）も指摘するように，そもそも外国人農業労働力に関する統計データは乏しいことから，その定量的な把握が困難な状態が続いている．特定技能実習生の受け入れ状況がはじめて市区町村単位で公表されるようになり，受け入れ実態の地域的特徴が把握できるようになったが，外国人農業労働力の全体像を把握するまでには至っていない．この点は，すでに日本農業を支える労働力として看過できない存在になっている外国人材に関わる統計データのさらなる充実と開示を待たなくてはならない．今後は，部分的とはいえ，把握可能な統計から事例研究を位置づけ，それぞれの地域における外国人材の受け入れ実態とその意義を検討していく必要がある．すでに軍司（2023）が，特定技能実習生の地域的な拡散過程に関する調査，農協請負型の技能実習生による農繁期の活動実態，高冷地と低暖地との間で産地間移動する特定技能実習生とそれを支える組織の役割に関する考察などの研究課題を指摘している．この点を踏まえながら，技能実習制度の見直しの動向に留意し，外国人材の受け入れ実態と農産物産地の新たな可能性について考察することを，今後の課題としておきたい．

注

1） 公益財団法人 国際人材協力機構（JITCO）：在留資格「特定技能」とは https://www.jitco.or.jp/ja/skill/（最終閲覧日：2023 年 10 月 25 日）
2） 農林水産省「用語の解説（農林業経営体調査）」による
3） 例えば，安藤（2017・2018）や呉（2020）など．
4） 前掲 1）参照
5） 出入国在留管理庁：技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議『中間報告書』https://www.moj.go.jp/isa/content/001395647.pdf（最終閲覧日：2023 年 10 月 25 日）

参考文献・参考 URL

・安藤光義（2017）「技能実習生導入による農業構造の変化－国内最大規模の技能実習生が働く茨城県八千代町の動き－」．堀口健治編『日本の労働市場開放の現況と課題－農業における外国人技能実習生の重み―』筑波書房，pp.63-79.

・安藤光義（2018）「日本の農業と外国人労働者の現状－家族経営を支える技能実習生の増加－」駒井　洋監修・津崎克彦編（2018）『産業構造の変化と外国人労働者－労働現場の実態と歴史的視点－』明石書店，pp.164-189.

・軍司聖詞（2017）「タイプ別地域別にみた外国人技能実習生の受け入れと農業との結合」堀口健治編『日本

の労働市場開放の現況と課題－農業における外国人技能実習生の重み―』筑波書房，pp.31-62.
・軍司聖詞（2023）「農業従事外国人労働者の大きさとその役割」堀口健治編『増加する雇用労働と日本農業の構造』筑波書房，pp.90-102.
・公益財団法人 国際研修協力機構 編（2012）『2012 年度版　外国人技能実習・研修事業実施状況報告（JITCO 白書）』
・駒井　洋　監修・津崎克彦編（2018）『産業構造の変化と外国人労働者－労働現場の実態と歴史的視点－』明石書店.
・呉 丹藝（2020）「外国人技能実習生導入に伴う農家の変容と実習生の来日要因と意識」『法政地理』第 52 号，pp.23-43.
・農林水産省（2023）『令和 4 年度　食料・農業・農村白書』
https://www.maff.go.jp/j/wpaper/w_maff/r4/pdf/zentaiban.pdf
・堀口健治（2017）「農業に見る技能実習生の役割とその拡大－熟練を獲得しながら経営の質的充実に貢献する外国人労働力－」堀口健治編『日本の労働市場開放の現況と課題－農業における外国人技能実習生の重み－』筑波書房，pp.14-30.
・堀口健治（2023）「自営農業従事者の減少・雇用労働者の増加にみる農業の構造的変化」堀口健治編『増加する雇用労働と日本農業の構造』筑波書房，pp.2-26.